

第二十六条 指定児童発達支援事業者は、第二十七

七条第一項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

同ページ改正前欄中二行目は次のとおりの誤り。

第二十六条 指定児童発達支援事業者は、次条第一

項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

同ページ改正後欄中一三行目「従事者」は「従業者」の誤り。

二〇ページ改正後欄中一九行目「規定するもの」は「規定する肢体不自由」の誤り。

二六ページ改正後欄中終りから一六行目は次のとおりの誤り。

4・5 「略」

同ページ改正前欄中終りから一四行目は次のとおりの誤り。

2・3 「同上」

二七ページ改正後欄中二行目は次のとおりの誤り。

第二十二條 児童発達支援管理責任者は、前二條に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

「一・二 略」

同ページ改正前欄中三行目は次のとおりの誤り。

第二十二條 児童発達支援管理責任者は、前二條に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

「一・二 同上」

二八ページ改正後欄中一行目の次に次を加える。

(記録の整備)

第五十一條 「略」

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 入所支援計画及び移行支援計画
〔二〜六 略〕

同ページ改正前欄中九行目の次に次を加える。

(記録の整備)

第五十一條 「同上」

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 入所支援計画
〔二〜六 同上〕

二九ページ改正後欄中一行目は次のとおりの誤り。

7・9 「略」

同ページ改正前欄中八行目は次のとおりの誤り。

6・8 「同上」

三四ページ終りから二行目「難聴児」は「重症心身障害児」の、「重症心身障害児」は「難聴児」の誤り。

ページ段 行 誤 正

令和五年十二月二十八日(号外第二百七十四号)公布農林水産省令第六十三号(デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令)

(原稿誤り)

一〇四 「第二十七をいう。」をいう。

令和五年三月二十八日(号外第六十二号)公布経済産業省令第十一号(安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令)

(原稿誤り)

一八三上 「第五十條を非化石エネルギー」

二七七 「二様式、第三十三、様式第三十二」

令和五年十二月十三日(号外第二百六十号)公布経済産業省令第五十六号(電気事業法施行規則及びガス事業法施行規則の一部を改正する省令)

(原稿誤り)

二二上 「終りから」

「二十二月十三日」

「令和五年十二月十三日」

正 誤

令和六年一月二十五日(号外第十八号)公布内閣府令第五号(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令)

(原稿誤り)

四ページ終りから五行目「第二十一条の五の四第二項」は「同法第二十一条の五の四第二項」の誤り。

同ページ終りから三行目「第四十五条第二項」は「同法第四十五条第二項」の誤り。

五ページ四行目「規定の傍線を付した部分」は「規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分」の誤り。

同ページ改正後欄中三行目は次のとおりの誤り。

「第三章」削除

同ページ改正前欄中三行目は次のとおりの誤り。

「第三章」医療型児童発達支援

一〇ページ改正後欄中二行目は次のとおりの誤り。

正 誤

令和五年三月二十八日（号外第六十二号）公布経済産業省令第十一号（安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令）

（原稿誤り）

二二七ページ改正前欄終りから六行目「~~発給~~」は「~~発給~~」の誤り。

二二七ページ終りから一五行目の前に次を加える。

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令の一部改正）

第十八条 電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令（平成二十七年経済産業省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前
備考	表中の「」は注記である。	
二五四ページ上段を削除する。		
二五九ページ上段一行目から三〇行目までを削除する。		
二六三ページ及び二六四ページ上段を削除する。		
二〇十 [略]	<p>第二十二条 旧法第十九条第三項の経済産業省令で定める場合は、平成二十六年改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項の規定又は改正法附則第十八条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下この条から第二十六条までにおいて単に「特定小売供給約款」という。）の変更の場合であつて、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 特定小売供給約款により電気の供給を受け、現に電気を使用している者（以下「電気使用者」という。）の料金及びその支払期日から支払が遅延することにより追加的に発生する当該電気使用者の負担（以下「料金等」という。）を変更する場合であつて、当該電気使用者の電気の使用量、最大需要電力その他の使用形態並びに当該電気使用者が料金を支払うべき義務の発生する日からその支払を行う日までの期間並びに小売電気事業等（小売電気事業及び発電事業（その小売電気事業の用に供するための電気を発電し、又は放電するものに限る。）をいう。以下同じ。）の用に供する石炭、石油及び液化天然ガス（輸入されたものに限る。）の価格が当該特定小売供給約款の変更の前後において同一であると仮定した場合において、いずれかの電気使用者の支払うべき料金等を合計した額が増加しないと見込まれる場合</p>	<p>第二十二条 旧法第十九条第三項の経済産業省令で定める場合は、平成二十六年改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項の規定又は改正法附則第十八条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下この条から第二十六条までにおいて単に「特定小売供給約款」という。）の変更の場合であつて、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 特定小売供給約款により電気の供給を受け、現に電気を使用している者（以下「電気使用者」という。）の料金及びその支払期日から支払が遅延することにより追加的に発生する当該電気使用者の負担（以下「料金等」という。）を変更する場合であつて、当該電気使用者の電気の使用量、最大需要電力その他の使用形態並びに当該電気使用者が料金を支払うべき義務の発生する日からその支払を行う日までの期間並びに小売電気事業等（小売電気事業及び発電事業（その小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）をいう。以下同じ。）の用に供する石炭、石油及び液化天然ガス（輸入されたものに限る。）の価格が当該特定小売供給約款の変更の前後において同一であると仮定した場合において、いずれかの電気使用者の支払うべき料金等を合計した額が増加しないと見込まれる場合</p>

正 誤

令和五年三月二十八日（号外第六十二号）経済産業省告示第二十三号（安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示）（原稿誤り）

正 誤

三三八 表中央後欄 告示第 号 告示第28号
 三三九 表中央後欄 告示第 号 告示第28号
 三四六 " " 三三二 1枚で構成される複層ガラス 1枚

(印刷誤り)
 三三九ページ表中改正前欄中

ガラスウール断熱材	ガラスウール断熱材	
ロックウール断熱材	ロックウール断熱材	
三四ページ表中改正後欄中		
区分名	区分名	
上げ下げ	上げ下げ	
引違い	引違い	
FIX	FIX	

すべり出し	すべり出し
たてすべり出し	たてすべり出し

三三二ページ表中改正前欄中

区分名	基準熱損失防止性能の算 定式
上げ下げ	$q = 2.54S^{0.72} + 1.02S^{0.88} + 0.12S^{1.06}$
引違い	$q = 2.21S^{0.91} + 1.38S^{0.84} + 0.14S^{0.99}$
FIX	$q = 1.71S^{0.89} + 1.27S^{0.97} + 0.28S^{1.03}$
すべり出し	$q = 1.71S^{0.85} + 1.30S^{0.92} + 0.40S^{1.08}$
たてすべり出し	$q = 1.49S^{0.77} + 1.56S^{0.87} + 0.37S^{1.12}$

区分名	基準熱損失防止性能の算 定式
上げ下げ	$q = 2.54S^{0.72} + 1.02S^{0.88} + 0.12S^{1.06}$
引違い	$q = 2.21S^{0.91} + 1.38S^{0.84} + 0.14S^{0.99}$
FIX	$q = 1.71S^{0.89} + 1.27S^{0.97} + 0.28S^{1.03}$
すべり出し	$q = 1.71S^{0.85} + 1.30S^{0.92} + 0.40S^{1.08}$
たてすべり出し	$q = 1.49S^{0.77} + 1.56S^{0.87} + 0.37S^{1.12}$

三四二ページの表中央

区分	区分
----	----